

岩 交 協 第 49 号
令和7年10月17日

岩手県交通安全対策協議会 会員各位

岩手県交通安全対策協議会
会長 達増 拓也

交通死亡事故多発に伴う交通事故防止啓発活動の強化について（依頼）
時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃から当協議会の業務に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、県内の交通事故発生状況は、極めて憂慮すべき状況にあります。
令和7年度は、県警において既に3回にわたり「交通死亡事故多発注意報」が発令されたほか、10月に入ってから本日までに6名の方が亡くなるという事態を受け、本日10月17日（金）から21日（火）までの5日間、今年2回目となる「交通死亡事故多発警報」が発令されたところです。
当協議会におきましても、こうした状況が極めて深刻な事態であるとの認識の下、あらためて会員各位に対し、交通死亡事故の防止に向けた取組の徹底に御協力いただきますよう、通知します。
ドライバーも歩行者も今一度交通安全への意識を確認し、「事故を起こさない」「事故に遭わない」行動を心掛けるよう、呼びかけの強化に御協力願います。

記

1 交通安全啓発への協力について

本通知について、貴団体・組織内の構成員に対し、あらためて周知を図っていただき、取組の徹底について呼びかけていただきますよう御協力願います。

具体的な取組内容については、「安全運転五則」の遵守を強くお願いするとともに、秋の全国交通安全運動において各推進主体に呼びかけた内容を別紙に再掲しますので、この内容の取組を周知願います。

【安全運転五則】

- 1 安全速度を必ず守る。
- 2 カーブの手前でスピードを落とす。
- 3 交差点では必ず安全を確かめる。
- 4 一時停止で横断者の安全を守る。
- 5 飲酒運転は絶対にしない。

2 高齢者の交通事故防止について

県内の交通死亡事故による死者 32 名のうち、22 名が高齢者となっており、歩行者若しくは車の運転者として事故に遭遇する事例が圧倒的多数を占めています。

つきましては、

- ・ 車を運転している時に高齢の歩行者を認知した際には、交通事故に巻き込むことのないようより一層の注意を払うこと
- ・ 家庭や職場においては、高齢者への積極的な声かけを行い、「事故を起こさない」「事故に遭わない」行動の徹底を呼びかけること

を周知いただきますようお願いいたします。

〔添付資料〕

- ・ 令和 7 年 10 月 17 日付け岩手県警察本部長通知「交通死亡事故多発警報発令に伴う街頭活動等への協力について（依頼）」
- ・ 広報用チラシ（警報の発令）
- ・ 死亡事故抑止対策情報No.28～30

担当：岩手県交通安全対策協議会事務局
（岩手県復興防災部消防安全課内）八重樫
TEL：019-629-5266（直通）
FAX：019-629-5174
E-mail：h.yaegashi_pref.iwate.jp

□秋の全国交通安全運動における各推進主体への呼びかけ

【家庭では】

- 夕暮れ時以降の外出時、家族全員がライトや反射材用品等の着用を習慣付け、安全な横断方法を実践する。
- 自動車等の運転者に対して、ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時のライトの早め点灯や夜間の原則上向きライト走行（ハイビーム走行）を呼び掛ける。
- 飲酒運転の危険性や違法性を話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家庭から飲酒運転を許さない社会環境を醸成する。
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時は、乗車用ヘルメットを着用する。
- 歩行者、自転車利用者、運転者として正しい交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践について話題とし、地域の交通安全講習会等に積極的に参加するなど、家族全員で交通安全意識を高め、交通安全行動を実践する。
- 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性和効果について話し合い、後部座席においても正しく着用する。
- 高齢運転者に対して、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなどの補償運転1を促すほか、運転免許証の自主返納について話し合う。

【地域・職場・学校では】

- 町内会、自治会、母の会、老人クラブ等は、こどもと高齢者を中心とした交通安全講習会を開催し、地域全体で交通安全意識を高める。
- 通学（通園）及び帰宅時間帯において、歩行者・自転車利用者に対する交通安全街頭指導を行い、こどもや高齢者の保護に努める。
- 職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また自動車運転者には、ながらスマホの禁止と夕暮れ時のライトの早め点灯2や夜間の原則上向きライト走行を呼び掛ける。
- 飲酒運転の危険性や違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動3の周知や運転者の運転前後のアルコールチェックを確実に実施するなど、飲酒運転を絶対に「しない」「させない」「許さない」を徹底する。
- こどもや高齢者に自転車安全利用五則などの正しい自転車の乗り方を指導する。
- 自転車乗車時の頭部保護の重要性和ヘルメット着用による被害軽減効果について広報啓発を行い、全ての自転車利用者へのヘルメット着用を促進する。

【関係機関・団体では】

- 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における安全点検や誘導活動等に努め、園児・児童の安全を確保する。
- 車両運転者はライトの早め点灯や夜間の原則上向きライト走行、歩行者はライトや反射材用品等の着用などの模範的な交通行動を示す。
- 歩行者や自転車、農作業車両等への反射材用品の装着を促進する。
- 飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。
- 自転車安全利用五則等により自転車利用時の交通ルールの周知と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進、交通マナーの向上を図るとともに、ながらスマホと飲酒運転の禁止を徹底させる。
- 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。
- 高齢運転者を対象に、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などについて、参加・体験・実践型の安全指導を実施する

【運転者は】

- スクールゾーンやシルバーゾーン、ゾーン30を通行するときは、速度を十分に落として歩行者や自転車の安全を確保する。
- 横断歩道では、歩行者の有無を確認し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、手で横断を促すことを示す「ハンド・コミュニケーション」4を実践するなど歩行者優先を徹底する。

- 夕暮れ時や夜間には、ライトの早めの点灯（雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む。）と、こまめにライトを切り替える原則上向きライト走行を励行し、歩行者・自転車の早期発見と自車の存在を知らせることにより交通事故の防止に努める。
- 飲酒運転の危険性や違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。
- ながらスマホは、重大な事故につながる危険な行為であることを認識し、絶対にしない。
- シートベルトを自ら正しく着用するとともに、同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、全ての同乗者にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させる。
- 高齢運転者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、自己の運転技能に応じた無理のない運転を心掛ける。

【自転車利用者は】

- 夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者から見えにくいことを理解し、早めにライトを点灯するほか反射材用品等を活用する。
- 来年から交通反則制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえ、自転車も車両であることを再確認し、「自転車安全利用五則」等が定める交通ルールを遵守し、ながらスマホや飲酒運転等の危険な運転は絶対にしない。
- 歩道通行時は歩行者優先であることから歩行者の通行を妨げるときは必ず一時停止する。
- 乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用の被害軽減効果について理解し、ヘルメットを着用する。
- 加害者となる事故に備え、自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等への加入に努めるとともに、乗車前等、適切な点検・整備を実施し安全利用に努める。

【歩行者は】

- 道路横断の際は、横断歩道を渡り、横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び横断する。横断時は、「止まる-見る-待つ」の交通安全行動の徹底と左右の安全確認、手を上げるなどの「ハンド・コミュニケーション」を実践し、無理な横断はしない。
- 携帯電話等の画面を見ながらの歩行は、注意力が散漫になり、周囲を巻き込みでの事故となるおそれがある危険な行為であることを認識し、いわゆる「歩きスマホ」はしない。
- 夕暮れ時以降の外出時には、反射材用品等を着用する。
- 高齢者は、夕暮れ時や夜間に交通事故の被害に遭うリスクが高い時間帯の外出を控えるよう努め、外出時は、明るい目立つ色の服装と反射材用品等の着用を心掛ける。また、加齢による身体機能の変化を認識し、余裕を持った横断を心掛ける。

〔参考〕

《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

《飲酒運転4(し)ない運動》

- 1 運転するなら酒を飲まない。
- 2 運転する人に酒を提供しない。
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

《3（サン）ライト運動》

- 1 ライトの早め点灯・原則上向きライト（ハイビーム）走行
- 2 反射材用品、LEDライト等の着用
- 3 右からの横断者、左からの車に注意

〔備考〕

- 1 補償運転 危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を 補うような運転方法を採用すること。

- 2 ライトの早め点灯 9月 21 日から3月 31 日までの間は、午後4時から点灯することを呼びかけるもの。
- 3 ハンドルキーパー運動 自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動 のこと。
- 4 ハンド・コミュニケーション 横断歩道等において、歩行者は手を上げるなどして横断する意思表示を行い、運転者は横断歩道手前で一時停止後、手を差し出し歩行者に横断を促す意思表示を行うことで、安全に横断することを確認し合うもの。

【参考】 県内の交通死亡事故の発生状況について ※県警データを基に作成

